

V 騒音

1 概況

昭和43年12月の騒音規制法施行や昭和46年10月の愛知県公害防止条例施行により、市内全域が規制対象地域に指定され、騒音規制法対象外の施設等についても愛知県公害防止条例で規制対象に加えるなど、工場・事業場等に対する規制の強化が図られました。

昭和50年代からカラオケ等の深夜営業騒音やピアノ、エアコンなどの生活騒音に対する苦情件数が増加したことなどから、昭和56年に愛知県公害防止条例の一部改正が行われ、深夜営業騒音に対する規制が強化されました。

さらに、よりよい環境を確保するために、愛知県公害防止条例を全部改正した「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成15年10月1日に施行され、騒音の規制を受ける営業にカラオケボックス業を追加するなど、都市生活型公害に対する規制が強化されました。

2 測定概要

(1)測定方法

1 環境騒音測定方法

- ・測定器

日本工業規格C 1 5 0 9に適合する騒音計

- ・測定条件

日本工業規格Z 8 7 3 1に定める騒音レベル測定方法

聴感補正	A特性
動特性	FAST
測定時間	24時間
評価方法	等価騒音レベル

2 自動車騒音常時監視調査方法

自動車騒音常時監視マニュアル（平成23年9月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）による。

(2)測定点

1 環境騒音測定点

No.	測定点	用途地域等	地域類型	調査期間
①	岡田測定局	第1種中高層住居専用	A	11月29日～11月30日

2 自動車騒音常時監視調査

No.	評価区間		調査期間
②	一般国道155号	神田交差点から常滑市境 2.3km	12月10日～12月11日

※測定点 フィッシングいとう前

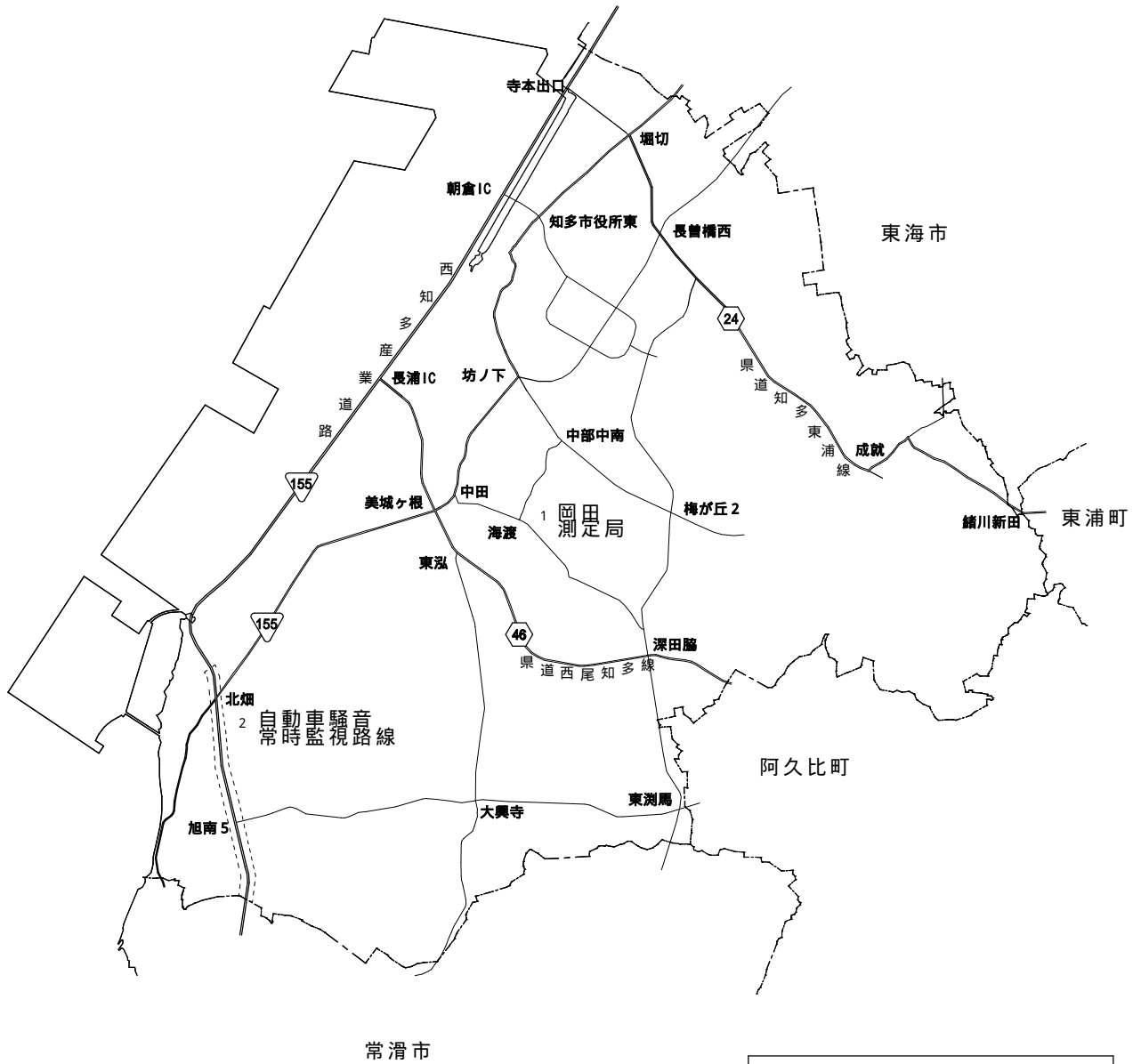


道路交通騒音測定



騒音測定器

騒音測定点図



1 ~ 2 測定点番号

(3)環境基準

道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の 類型	時間の区分 地域のあてはめ	基準値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
AA	該当なし	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種低層住居専用 第2種低層住居専用 第1種中高層住居専用 第2種中高層住居専用 田園住居	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種住居 第2種住居 準住居 市街化調整		
C	近隣商業 商業 準工業 工業	60 dB 以下	50 dB 以下

道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 dB 以下	55 dB 以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 dB 以下	60 dB 以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値に掲げるとおりとする		70 dB 以下	65 dB 以下

3 測定結果

(1) 環境騒音

○環境騒音については、全時間帯で環境基準に適合した。

環境騒音測定結果

単位：dB

No.	測定点	用途地域等	類型	昼	夜	環境基準達成状況
①	岡田測定期	第1種中高層住居専用	A	48	40	○

環境騒音測定結果経年一覽

単位：dB

測 定 点		環境基準		H26	H27	H28	H29	H30
①岡 田 測 定 局	昼	55 以下		48	47	48	49	48
	夜	45 以下		41	41	41	42	40
第1種中高層住居専用地域								
類型	A							

(2) 自動車騒音常時監視

○自動車騒音常時監視については、昼間の時間帯は9戸で環境基準に適合しなかったが、夜間の時間帯は全戸で環境基準に適合した。

自動車騒音常時監視調査結果

No.	道路名		調査区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
				昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間	昼夜
②	一般国道 155号	H29	246	246	246	246	100	100	100
		H30	245	236	245	236	96.3	100	96.3